

第 3 回

熊本県議会

# 経済環境常任委員会会議記録

令和元年9月24日

開 会 中

場 所 全 員 協 議 会 室

第 3 回 熊本県議会 経済環境常任委員会会議記録

令和元年9月24日(火曜日)

午前9時59分開議

午後0時6分閉会

本日の会議に付した事件

議案第1号 令和元年度熊本県一般会計補正予算(第2号)

議案第2号 令和元年度熊本県中小企業振興資金特別会計補正予算(第1号)

議案第8号 熊本県工業用水道料金の徴収等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第9号 熊本県立自然公園条例の一部を改正する条例の制定について

議案第11号 財産の減額譲渡について

議案第22号 専決処分の報告及び承認について

報告第14号 公益財団法人水俣・芦北地域振興財団の経営状況を説明する書類の提出について

報告第15号 公益財団法人熊本県環境整備事業団の経営状況を説明する書類の提出について

報告第16号 一般財団法人熊本テルサの経営状況を説明する書類の提出について

報告第17号 公益財団法人熊本県雇用環境整備協会の経営状況を説明する書類の提出について

報告第18号 希望の里ホンダ株式会社の経営状況を説明する書類の提出について

報告第19号 公益財団法人くまもと産業支援財団の経営状況を説明する書類の提出について

報告第20号 一般財団法人熊本県起業化支援センターの経営状況を説明する書類の提出について

報告第21号 株式会社テクノインキュベーションセンターの経営状況を説明する書類の提出について

報告第22号 一般財団法人熊本県伝統工芸館の経営状況を説明する書類の提出について

閉会中の継続審査事件(所管事務調査)について

報告事項

①八代港・熊本港ポートセールスビジョンの改訂について

②国際スポーツ大会開催に向けた取組みについて

③企業局における次期経営基本計画の策定について

出席委員(8人)

委員長	高野洋介
副委員長	中村亮彦
委員	松田三郎
委員	池田和貴
委員	磯田毅
委員	濱田大造
委員	本田雄三
委員	南部隼平

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

環境生活部

部長 田中義人

総括審議員兼政策審議監 藤本聡

環境局長 西尾浩明

県民生活局長 無田英昭

首席審議員

兼環境政策課長 横尾徹也

水俣病保健課長 梅 川 日出樹  
 水俣病審査課長 坂 野 定 則  
                   政策監 山 口 喜久雄  
 環境立県推進課長 財 津 和 宏  
                   環境保全課長 葉 山 清 春  
                   自然保護課長 山 下 裕 史  
 循環社会推進課長 城 内 智 昭  
 くらしの安全推進課長 村 上 敏 幸  
                   消費生活課長 吉 田 桂 司  
                   首席審議員兼  
 男女参画・協働推進課長 真 田 由 紀 子  
                   人権同和政策課長 森 上 大 右  
 商工観光労働部  
                   部 長 磯 田 淳  
 総括審議員兼政策審議監  
                   兼商工政策課長 藤 井 一 恵  
                   商工労働局長 石 元 光 弘  
                   新産業振興局長 三 輪 孝 之  
                   観光経済交流局長 小 金 丸 健  
                   商工振興金融課長 阪 本 清 貴  
                   労働雇用創生課長 岡 村 郷 司  
                   産業支援課長 大 下 慶  
 エネルギー政策課長 坂 本 公 一  
                   企業立地課長 深 川 元 樹  
                   観光物産課長 上 田 哲 也  
 首席審議員兼国際課長 波 村 多 門  
 国際スポーツ大会推進部  
                   部 長 寺 野 慎 吾  
                   政策審議監 千 田 真 寿  
                   国際スポーツ  
                   大会推進課長 坂 本 久 敏  
                   政策監 奥 園 栄 純  
 企業局  
                   局 長 岡 田 浩  
                   総務経営課長 永 松 浩 史  
                   工務課長 伊 藤 健 二  
 労働委員会事務局  
                   局 長 本 田 充 郎  
                   審査調整課長 中 島 洋 二

事務局職員出席者

議事課主幹 若 杉 美 穂  
 政務調査課主幹 植 田 晃 史

午前9時59分開議

○高野洋介委員長 皆さん、おはようございます。

それでは、ただいまから第3回経済環境常任委員会を開会いたします。

本日の委員会に6名の傍聴の申し出がありましたので、これを認めることといたしました。

次に、前回の委員会以降に人事異動があっておりますので、自席から自己紹介をお願いいたします。

（労働委員会事務局長自己紹介）

○高野洋介委員長 次に、本委員会に付託された議案等を議題とし、これについて審査を行います。

まず、議案等について執行部の説明を求めた後に、一括して質疑を行いたいと思います。

説明については、環境生活部、商工観光労働部、企業局、国際スポーツ大会推進部の順で説明をお願いいたします。

なお、執行部からの説明は、効率よく進めるために、着座のまま簡潔をお願いいたします。

それでは、環境生活部長から総括説明を、続いて担当課長から説明をお願いいたします。

初めに、田中環境生活部長。

○田中環境生活部長 環境生活部長の田中でございます。

それでは、環境生活部関係議案の概要につきまして御説明を申し上げます。

今回提出いたしております議案は、条例関係2件、専決処分関係1件、県出資団体の経営状況の報告2件でございます。

まず、条例関係でございます。

第8号議案の熊本県工業用水道料金の徴収等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、後ほど企業局から御説明がございます。

第9号議案の熊本県立自然公園条例の一部を改正する条例の制定については、自然公園法の一部改正に伴い、関係規定を整備するものでございます。

次に、専決処分関係でございます。

第22号議案は、公園施設の不備による事故の和解及び損害賠償額の決定に係る専決処分の報告と承認のお願いでございます。

次に、報告でございます。

報告第14号、公益財団法人水俣・芦北地域振興財団の経営状況を説明する書類の提出及び報告第15号、公益財団法人熊本県環境整備事業団の経営状況を説明する書類の提出は、地方自治法の規定に基づき、県出資団体の経営状況を御報告するものでございます。

以上が今回提出をいたしております議案の概要でございます。

詳細につきましては、関係課長が御説明をいたしますので、御審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○高野洋介委員長 引き続き、担当課長から説明をお願いいたします。

○横尾環境政策課長 環境政策課でございます。

経済環境常任委員会説明資料をごらんください。

資料の1ページをお願いいたします。

報告第14号、公益財団法人水俣・芦北地域振興財団の経営状況を説明する書類の提出についてでございます。

説明に当たりましては、別冊になっております法人等の経営状況等を説明する書類のインデックス番号1番、水俣・芦北地域振興財

団の経営状況を説明する書類をごらんください。

書類の1ページをお願いいたします。

当財団の沿革ですが、水俣病の発生によって深刻な影響を受けました地域の振興等に関する事業及び国の施策に基づいた金融支援等を行うために設置されたもので、左側の枠組みにあります3つの財団法人が平成12年に統合し、平成24年には公益財団法人へと移行し、現在に至っております。

続きまして、おめくりいただきまして3ページをお願いいたします。

平成30年度決算における事業報告ですが、上の枠内にありますように、地域振興事業など4つの助成事業とチッソへの貸付事業を行っております。

各事業の内容等につきましては、3ページから11ページに記載しておりますので、お目通しいただければと思います。

続きまして、14ページをお願いいたします。

決算に伴います財務状況を御説明いたします。

平成30年度の財団の正味財産は、正味財産増減計算書の当年度欄の一番下にあります1,007億1,900万円余でございます。

昨年度から12億6,600万円余の増となっておりますが、これは主にチッソへの一時貸付金の据置期間中の利息が増加したことによるものでございます。

続きまして、21ページをお願いいたします。

本年度の事業計画についてでございますが、昨年度に引き続き、4つの助成事業及びチッソへの貸付事業を行っていく予定でございます。

最後に、本年度の予算につきましては、22ページから23ページに記載しておりますので、お目通しいただければと思います。

以上が財団の経営状況の報告でございます。

す。

今後も適切な法人運営が行われますよう努めてまいりますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

環境政策課は以上でございます。

○山下自然保護課長 自然保護課でございます。

説明資料5ページをお願いします。

議案第9号、熊本県立自然公園条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

国において、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化を図るための法律が公布され、自然公園法の一部改正が行われることに伴い、自然公園法に基づき制定している本条例についても、同様の改正を行うものです。

6ページをお願いします。

条例改正の概要を記載しております。

2の改正内容は、(1)指定認定機関の指定を受けることができない者から「成年被後見人」及び「被保佐人」を削り、「心身の故障によりその認定事務を適確に行うことができない者として規則で定める者」に改正するものです。

3の施行期日は、自然公園法改正の施行日に合わせ、令和元年12月14日としております。

続いて、7ページをお願いします。

第22号、専決処分の報告及び承認についてです。

平成30年11月に、八代市泉町の県が管理する園地駐車場において、利用者が側溝のすき間に足をとられ、骨折したものです。

8ページに概要を記載しております。

損害賠償額1万1,990円で、既に相手方との和解が完了しております。

自然保護課は以上です。御審議のほどよろしく申し上げます。

○城内循環社会推進課長 循環社会推進課でございます。

委員会説明資料の9ページをお願いいたします。

報告第15号、公益財団法人熊本県環境整備事業団の経営状況を説明する書類の提出についてでございます。

内容につきましては、別冊の法人等の経営状況等を説明する書類により、主なポイントを御説明いたします。

インデックス2の資料1ページをお願いいたします。

まず、事業概要報告書でございます。

I、法人の概況ですが、主な事業は、3、定款に定める事業の内容にもありますとおり、公共関与による管理型最終処分場エコアくまもとの運営など、廃棄物の処理に関する事業でございます。

次に、2ページの中ほど、II、事業の状況をお願いいたします。

1、事業の実施状況ですが、(1)の産業廃棄物処理につきましては、2,900トン余り、(2)の熊本地震の災害廃棄物処理につきましては、最後の残り分として27トン余りを受け入れております。

次に、おめくりいただいて、3ページをごらんください。

最上段(5)に記載のとおり、環境学習として26団体713人を、施設見学として105団体1,344人を受け入れております。

また、下から3行目、3、その他に記載のとおり、熊本地震の災害廃棄物処理によりまして、計画より前倒しで得ることになりました大きな収益をもとに、県からの借入金のうち18億7,000万円を繰り上げ償還いたしまして、将来の金利負担の軽減を図っております。

次に、決算報告につきまして、4ページをお願いいたします。

平成30年度末の貸借対照表総括表でございます。

資産の部と負債及び正味財産の部の残高でございますが、表の中ほどと最下段のとおり、81億7,000万円余と、前年度から26億円余縮減した形となっております。

これは、先ほど御説明いたしました繰り上げ償還と減価償却のほか、災害廃棄物の受け入れが終了し、通常ベースの経営に戻ったことによるものです。

次に、10ページをお願いいたします。

本年度の事業計画でございます。

2、事業内容の(1)処分場運営に関する事業に記載のとおり、引き続き、廃棄物を適正に受け入れながら、安全で安定的な運営に努めてまいります。

また、(2)地域に役立つ施設への取り組みといたしまして、施設の見学等を通じた循環型社会に関する環境教育の実施を進めてまいります。

最後に、本年度の予算につきましては、11ページから14ページに記載しておりますので、ごらんいただければと思います。

以上が財団の経営状況の御報告でございます。

今後も適切な法人運営の継続に努めてまいりますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○高野洋介委員長 次に、商工観光労働部長から総括説明を行い、続いて担当課長から説明をお願いいたします。

磯田商工観光労働部長。

○磯田商工観光労働部長 おはようございます。

商工観光労働部の提出議案の説明に先立ちまして、県内の景気・雇用情勢について御説明申し上げます。

9月5日公表の日銀熊本支店の金融経済概

観では、県内の景気は、緩やかに拡大しているものの、改善の動きには一服感が見られ、先行きについても、当面、改善のテンポは鈍化した状況が続くと予想しております。

雇用状況につきましては、求人及び求職者数とも増加しており、有効求人倍率が1.6倍と、全国平均の1.59倍を上回っている状況でございます。

このような中、商工観光労働部としましては、熊本の将来の発展のため、中小企業の支援等について、引き続き全力で取り組んでまいります。

それでは、商工観光労働部関係の提出議案の概要について御説明申し上げます。

今回提出しております議案は、予算議案が2件、財産関係が1件、報告が7件でございます。

まず、第1号議案の令和元年度熊本県一般会計補正予算でございます。

中小企業対策融資損失補償の債務負担行為限度額の増をお願いしております。

次に、第2号議案の令和元年度熊本県中小企業振興資金特別会計補正予算でございます。

被災中小企業施設等整備資金貸付金で、総額68億6,000万円の増額補正をお願いしております。

また、財産関係として、債権の減額譲渡について御審議をお願いしております。

次に、報告でございます。

県が出資する7つの法人について、経営状況等を御説明いたします。

最後に、議案以外のその他報告事項として、八代港・熊本港ポートセールスビジョンの改訂についてを御報告させていただきます。

以上が今回提出しております議案等の概要でございますが、詳細につきましては、関係課長が御説明申し上げますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○高野洋介委員長 引き続き、担当課長から説明をお願いいたします。

阪本商工振興金融課長。

○阪本商工振興金融課長 商工振興金融課でございます。

説明資料の11ページをお願いいたします。

中小企業振興資金特別会計に係る補正予算でございます。

目名、中小企業振興資金助成費につきまして、補正額として68億6,000万円の増額をお願いしております。

右の説明欄をごらんください。

被災中小企業施設等整備資金貸付金に係る補正になりますが、この貸付金は、グループ補助金等により復旧整備を行う中小企業者に対して、自己負担となる4分の1等の経費につきまして、独立行政法人の中小企業基盤整備機構が99%、県が1%の財源を負担し、くまもと産業支援財団を通じて無利子で貸し付けを行うものでございます。

これまで、平成28年度6月補正、29年度6月補正で、貸付原資や貸し倒れリスク分等の基金原資としまして、320億円余を措置しまして財団に貸し付けておりますけれども、グループ補助金の進捗によりまして、今後予算の不足が見込まれるため、今回68億6,000万円の追加をお願いするものでございます。

続きまして、おめくりいただきまして、12ページをお願いいたします。

債務負担行為の変更でございます。

中小企業対策融資、いわゆる制度融資に係る損失補償の債務負担行為の変更でございますが、左側の補正前の欄をごらんください。

金融機関が総額190億円の範囲内で融資した資金につきまして、熊本県信用保証協会が保証債務の履行、いわゆる代位弁済を行った場合の負担額について、県がその4割に当たります2億1,520万円を限度として損失補償

を行うこととしておりますけれども、今年度、熊本地震関連分として想定しました資金繰り安定借りかえ資金につきまして、当初予定しました融資枠50億円が不足することとなりましたので、今回、融資枠420億円の範囲内で資金配分を調整しまして100億円増額することとし、これに伴い、損失補償の限度額を3億7,320万円に増額するものでございます。

続きまして、説明資料の13ページをお願いいたします。

議案第11号、財産の減額譲渡についてでございます。

株式会社千興ファームに対して有する債権の減額譲渡になりますけれども、説明は次の14ページ、15ページでさせていただきます。

おあけをいただき、14ページをお願いいたします。

まず、提案の理由、全体の概要になりますけれども、厳しい経営状況にあります千興ファームグループが、法に基づく国の再生支援機関であります熊本県中小企業再生支援協議会の支援決定により、地域経済活性化支援機構、いわゆるレヴィック等の支援を受けまして、債権残高66億円のうち、債権放棄22億円、残額を熊本再生ファンドへの債権譲渡等を内容とします事業再生計画を作成し、本県を含む金融債権者全9者に同意を要請されました。

その中で、本県は、株式会社千興ファームに対して持っております中小企業高度化資金債権16.5億円を、実質的に3.7億円債権放棄して12.8億円に減額して譲渡することが求められております。

このため、再生協等の関係者と協議を重ねてまいりましたけれども、計画の実現性や他の全ての債権者が同意している状況等を踏まえ、計画に同意することとし、熊本再生ファンドに対して減額譲渡して、債権の回収を図るものでございます。

金額面を改めて下の表に基づき説明いたしますと、全債権者9者分の債権残高66億円、債権放棄要請が22億円、残りは、メイン銀行はそのまま保有、その他はファンドへの譲渡、ファンドが買い取るということになります。

その下の欄が熊本県分になりますけれども、先ほど御説明しましたとおり、残高16.5億円、債権放棄額3.7億円、ファンドへの譲渡12.8億円でございます。この高度化資金の貸付原資は、県が25%、中小企業基盤整備機構が75%を負担しておりますので、県分としましては、4億1,300万円の債権を、9,200万円放棄して、3.2億円を回収するということになります。

その下の表でございますけれども、高度化資金の貸付状況になりますが、馬肉を衛生的、効率的に製造することを目的としまして、土地や馬、専用屠畜棟、食肉加工棟などの整備費として、平成12年、13年度に合計約27億円を貸し付けておりまして、これまで約10億円の返済があり、現在の残高が16.5億円となっているものでございます。

続きまして、千興ファームグループの状況と再生計画の骨子について御説明いたします。

まず、グループの状況でございますが、15ページをお願いいたします。

千興ファームグループは、馬肉専門でございます。ごらん3社で一体的に事業を展開されており、従業員は全体で約300名、事業内容は、千興ファームが食肉加工等、駒城が肉用馬の輸入、そして肥育等をしております。菅乃屋ミートが、菅乃屋といった飲食店の経営や肉の販売等を行っておりまして、馬の仕入れから肉の小売販売までのいわゆる生産一貫体制を構築させております。

経営状況としましては、リーマン・ショックやユッケ中毒事件等による市場環境の悪化、加えて熊本地震の影響により売り上げが

減少し、収益性が悪化しております。このため、借入金の返済が進まず、借入残高が売上高に比べて極めて高い水準となり、大幅な債務超過の状況にあります。今後、事業を継続していくためには、財務内容の抜本的な改善が必要となっておりますのでございます。

続きまして、事業再生計画の骨子となりますが、こうした状況を受けまして、まず再生スキームとしまして、千興ファームは、新千興ファームと旧千興ファームに会社分割しまして、新千興ファームは、熊本再生ファンドが90%出資して設立し、事業継続に必要な資産等を承継します。旧千興ファームは、特別清算により消滅することとなります。

金融支援は、先ほど御説明したとおりでございます。

経営者・保証人責任としましては、窮境要因となります先代社長時代から経営にかかわっておられました現専務は退任されます。関与が低かった現社長、常務、そして連帯保証人は、再生協議会、レヴィック等の公的な再生支援機関や金融機関が適用しますガイドライン等に基づく金額を私財から弁済されません。

改善見込みとしましては、メイン銀行等から人材を招聘するなど、経営管理体制の強化や事業改善を図り、債務超過を5年以内に解消する計画となっております。

最後に、県が減額譲渡をする理由となりますが、国の再生機関の支援決定に基づいて作成された再生計画であり、熊本再生ファンド等が主導することで再生が見込まれること、他の全ての債権者や中小企業基盤整備機構が計画に同意されており、県としても、破産手続よりも多くの債権回収が見込まれ、経済的な合理性が認められること、経営者が私財から弁済するなど、経営者としての責任を果たしていると認められることとでございます。

なお、このことにより、ひいては熊本の重要な食産業と雇用の安定や、熊本の代表的な



馬食文化の継続的な発信に資することとなるなど、熊本地震からの経済の復興につながるものと考えております。

商工振興金融課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○岡村労働雇用創生課長 労働雇用創生課です。

説明資料16ページの報告第16号、一般財団法人熊本テルサの経営状況を説明する書類の提出について御説明いたします。

別とじの経営状況を説明する書類の3番目、熊本テルサの経営状況についてをお願いいたします。

1ページをお願いいたします。

まず、概要ですが、当財団は、平成8年に設立され、4、設立目的は、勤労者の福祉に関する事業を行い、県民の福祉の向上に寄与することとなっております。

6、基本財産は1億円で、県は7割の出資を行っております。

2ページをお願いいたします。

平成30年度事業状況報告書ですが、熊本で1番の上質なホテルを目指し、平成30年度は、人材の充実を図るとともに、ホームページなどを活用し、販売促進の強化に努めております。

2、各部門の実施状況ですが、主なものとして、(1)宿泊部門において、客室のリニューアルや空き室状況に応じた料金の設定などで客室単価が上昇するなど、売上高が増加しております。

(5)宴会部門においては、育休等により上期の営業が十分できなかったこともあり、前年度の売り上げから若干下回っております。

(6)会議部門は、宴会予約が入らない日は、宴会場を会議で利用するなど売上高が増加しています。

3ページをお願いいたします。

3、利用状況ですが、平成30年度は、全体

で約42万9,000人の方に御利用いただきました。

4ページをお願いします。

平成30年度決算書となります。

まず、損益計算書ですが、最上段の1、売上高は、7億5,500万円余となり、右側(ウ)の列の前年度決算額と比べて1,600万円余り増加しました。

表の中ほどより少し下に記載してございます5、償却前営業利益は、490万円余の黒字となりましたが、減価償却費等により、一番下の12、当期純利益は、1,400万円余の赤字となっております。

5ページをお願いします。

貸借対照表ですが、I、資産の部の資産合計は、4億5,000万円余で、1,400万円余の減となっておりますが、これは1年間の固定資産の価値の減少による減となっております。

II、負債の部の負債合計は、1億2,000万円余、III、正味財産の部の正味財産合計は、3億3,000万円余となっております。

6ページをお願いします。

令和元年度事業計画書でございます。

1、総括の最後の部分に記載していますが、今年度、着実な売り上げの増加を図り、経常利益でも黒字化することを目標として取り組みを進めていくこととしております。

7ページをお願いいたします。

令和元年度予算書ですが、売上高を8億100万円余、5,400万円余りの増を目指し、経常利益では350万円余の黒字を見込んでおります。

熊本テルサの経営状況の説明は以上です。

続きまして、説明資料17ページ、報告第17号、熊本県雇用環境整備協会の経営状況を御説明いたします。

別とじの4番目の経営状況の資料をお願いいたします。

1ページをお願いいたします。

熊本県雇用環境整備協会は、平成3年に設

立され、4、設立目的は、地域の発展を担うべき人材の確保、育成、定住促進に寄与することとしております。

5、基本財産は、基本財産1億円の全額及び運用財産28億円余のうち20億円を県が出資しております。

場所は、JR水前寺駅2階のジョブカフェ奥に事務所がございます。

2ページをお願いいたします。

平成30年度実施の事業状況報告書ですが、協会では、2ページから6ページに記載しています5つの柱、各種講座・セミナー、各種相談、体験・見学、助成事業、広報啓発の各事業により、高校生、大学生などを対象とした就職支援事業を実施しております。

基金、運用益による協会の独自事業と、労働局と県からの委託事業を実施しております。特に、4ページの最下段、(4)のくまもとお仕事探検フェアは、中心となる事業で、高校1、2年生を中心に、県内企業の魅力PR、職業体験など、職場理解を深める場を提供し、昨年度は4,000人を超える高校生が参加しております。

7ページをお願いいたします。

2、決算書の正味財産増減計算書です。

まず1、経常増減の部の(1)経常収益ですが、下の経常収益計で、基金の運用益と受託事業収入で7,700万円余となり、前年度と比べると、低金利による運用益収入の減で1,100万円余の減となっております。

(2)経常費用は、8ページ最上段の経常費用計で9,400万円余であり、その下の欄、平成30年度の当期経常増減額は、差し引きで1,600万円余の赤字となっております。

8ページの上から6番目の項目、評価損益等計では、投資有価証券の評価損益などの合計が2,900万円余のプラスとなっております。これは、運用している金融商品の時価評価がプラスになっていることによるものです。

これらの結果、一番下のⅢ、正味財産期末残高は、平成30年度末で32億2,300万円余と、前年より1,370万円余増加しております。

9ページをお願いいたします。

貸借対照表ですが、Ⅰ、資産の部、資産合計で32億2,500万円余、Ⅱ、負債の部、負債合計で210万円余、Ⅲ、正味財産の部、下から2段目、正味財産合計が、同様に32億2,300万円余となっております。

少し飛んで、13ページをお願いいたします。

令和元年度の事業計画書です。

引き続き、若年者、若者の県内就職促進と企業の人材確保、育成の支援に取り組むこととしております。

なお、低金利により運用益が減少傾向にあるため、助成事業を廃止するなど、安定的な運営ができるよう、事業の見直しを行っております。

最後に、17ページ、令和元年度における2、収支予算書をお願いいたします。

中段より少し上、(1)経常収益の経常収益計では、7,600万円余を、下から5番目、経常費用計は、9,300万円余を見込んでおり、差し引きは、その下、当期経常増減額でマイナス1,600万円余となります。

赤字予算ではありますが、経費節減の事業実施に努め、最終的な決算において赤字が出た場合は、運用益の積立金、つまり剰余金からの充当により対応することとしております。

雇用環境整備協会の説明は以上です。

続きまして、説明資料18ページの報告第18号、希望の里ホンダ株式会社の経営状況を説明します。

別とじの5番目、希望の里ホンダ株式会社の経営状況の説明資料をお願いいたします。

1ページをお願いいたします。

会社概要ですが、昭和60年に宇城市松橋町

に設立され、4、設立目的は、重度障害者の雇用の場を拡大する目的で、本田技研工業株式会社、熊本県、宇城市の3者が出資して設立した第三セクターとなります。

6、資本金5,000万円のうち、県が44%、本田技研が51%出資しております。

2ページをお願いいたします。

平成30年度の1、事業報告です。

③財産及び損益の状況ですが、直近4期の損益等を記載しています。

一番右の列の35期、平成30年度の売上高は、65億800万円余です。

2段目の経常利益については、30年度は、地震前と同程度の2,200万円余となっております。

3ページをお願いいたします。

下段の④従業員の状況ですが、3月末時点で、従業員計53名、うち障害者24名を雇用しております。

4ページをお願いいたします。

2、損益計算書ですが、上から5段目の営業利益が売上高の増により1,000万円余のプラスとなっており、障害者雇用調整金等の助成金など営業外利益を加えると、真ん中の欄、経常利益は、2,200万円余の黒字となっております。

5ページをお願いいたします。

3、貸借対照表ですが、資産等の状況を御説明いたします。

左側資産の部は、最下段、合計で9億6,700万円余、右側真ん中、負債の部が合計7億4,200万円余で、純資産の部は、2億2,500万円余となっております。

続きまして、7ページをお願いいたします。

ここからは、令和元年度の事業計画と実施計画でございます。

今年度の計画では、二輪・汎用部品などの生産の減少が見込まれ、全体としては、2、収支計画の①売上計画の表、令和元年度計画

の合計欄のとおり、58億4,400万円余、10%の売上減少を見込んでおります。

8ページをお願いいたします。

⑤経常利益計画については、1,300万円余の黒字を見込んでおります。マイナス42%の減となりますが、平成30年度は、特に二輪・四輪部品などの生産の大幅な増加により、計画より大きく実績を伸ばしましたが、令和元年度計画では、例年並みを見込んでいるため、平成30年度に比べて減になる見込みです。

希望の里ホンダの説明は以上でございます。

労働雇用創生課は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○大下産業支援課長 産業支援課でございます。

委員会説明資料19ページをごらんください。

報告第19号、公益財団法人くまもと産業支援財団の経営状況について御説明いたします。

別冊の法人等の経営状況等を説明する書類の6番目をごらんいただければと思います。

1ページをお願いします。

当財団は、平成13年に、熊本県中小企業振興公社、熊本テクノポリス財団、熊本テクノポリス技術開発基金の3つが統合し設立され、平成25年に公益財団法人へ移行するとともに、名称をくまもと産業支援財団に変更いたしました。

2ページをお願いいたします。

組織は、2部1センター体制です。県内中小企業への支援を幅広く行っており、中小企業、小規模事業者の経営力強化を支援するよろず支援拠点推進室や高度技術の推進を図る産学連携推進室、グループ補助金に係る無利子貸付事業を行う復興支援金融室などを持つ企業支援部を中核としています。

飛びまして、9ページをお願いします。

事業及び会計体系図です。

当財団は、公益目的事業の中で、事業革新、販路拡大、産学連携を柱に、経営相談・指導、ビジネスマッチングの推進、研究開発事業化支援などを実施しております。

10ページから23ページまで、個別の事業概要が報告に上がっておりますが、詳細は省略させていただきます。

それでは、飛びまして、24ページをお願いします。

貸借対照表でございます。

資産の部、一番下の欄の資産合計は、383億4,031万円余となり、22億7,475万円余の減となっております。このうち、平成30年度で事業を終了しましたくまもと夢挑戦ファンド事業に係る基金のうち、国及び県からの借入分、20億1,000万円余が主なものでございます。

25ページ中段、負債の合計の減は、1年以内返済予定長期借入金の減少によるものでございます。

28ページをお願いします。

正味財産増減計算書でございます。

29ページ中段の当期経常増減額は、7,296万円余の赤字となっておりますが、うち3,803万円余の減は、主に会計ルールの変更による差額及び負担金や、著作権等受取使用料が含まれる雑収入の減少によるものでございます。

なお、平成28年度より、赤字解消を図る基本指針を策定し、管理費の節減や資金の有効活用等、財務改善に努めております。

一番下段の正味財産期末残高は、54億9,629万円余となっております。

飛びまして、43ページをお願いします。

令和元年度も、引き続き、熊本地震に伴う県内中小企業者等の復興支援や県内経済を支える中小企業者等への支援に努めてまいります。

個別の事業概要につきましては、45ページ以降に記載しておりますが、詳細は省略させていただきます。

くまもと産業支援財団につきましては以上でございます。

続きまして、委員会説明資料20ページをあらんください。

報告第20号、一般財団法人熊本県起業化支援センターの経営状況についてでございます。

再び、別冊の法人等の経営状況等を説明する書類の7番目をごらんいただければと思います。

1ページをごらんください。

当センターでは、5の業務概要の(1)に書いてございます、創業初期や新分野進出期の企業に対する株式等の引き受けによる資金提供を行う機関として、平成8年に、県と地元金融機関等の出資により設立しているところでございます。

資料の4ページをごらんください。

平成30年度の事業実績でございます。

(2)事業別概要の①投資事業でございますが、平成30年度は、4社に対しまして6,900万円の投資を行っております。

なお、4ページ最後にございますとおり、令和元年度の投資案件として、平成30年度中に2件を決定してございます。

5ページの上から4行目に記載しておりますが、これまでの投資実績の累計は、101件、9億4,938万円余となっております。

次に、イ、保有株式等の処分でございます。

所有している株式につきましては、引受期間の10年が経過いたしますと、原則、企業等に売却いたします。平成30年度は、11社、6,925万円を売却しております。

5ページの下段から6ページの上段にございますが、投資事業以外の活動としまして、②起業化シーズの発掘及び事業化の支援に関

する事業を行っております。

主に、資金調達や販路拡大、ビジネスパートナー発掘等を目指す企業が事業のプレゼンテーションを行うくまもとベンチャーマーケットを年3回開催し、計12社がプレゼンテーションをしているところでございます。

7ページをお願いします。

貸借対照表でございます。

一番最後にございますとおり、総資産は17億7,641万円余となり、1,628万円余の増となっております。

次に、8ページをお願いします。

正味財産増減計算書でございます。

まず、当期経常増減額につきましては、Iの1の最後にございますとおり、205万円余となっております、前年度と比較いたしまして81万円余の減となっております。

飛びまして、12ページをお願いいたします。

令和元年度の事業計画です。

令和元年度も、引き続き、投資活動や、13ページ中段にございますベンチャーマーケットを開催して、中小企業の起業化の支援に努めてまいりたいと思います。

熊本県起業化支援センターにつきましては以上でございます。

続きまして、委員会説明資料21ページをごらんください。

報告第21号、株式会社テクノインキュベーションセンターの経営状況についてでございます。

また、別冊の法人等の経営状況等を説明する書類の8番目をごらんください。

当センターの概要を記載してございますが、同センターは、益城町のテクノ・リサーチパーク内で貸し工場の運営管理を行っている、平成12年に設立されました第三セクターでございます。

飛びまして、5ページをお願いします。

損益計算書でございます。

平成30年度は、年度初めに2社3室の退去があった一方、平成30年10月には全室入居となっており、その不動産収入が、平成30年度売上高として4,697万円余でございます。

経常利益は、下から5番目の数字の1,314万円余、当期純利益は、一番下の数字にございます832万円余となっております。

次に、7ページをお願いします。

貸借対照表でございます。

資産の合計は、一番下の数字にございます11億4,041万円余で、借り受け等はございません。

飛びまして、12ページをお願いいたします。

令和元年度の事業収支予算でございます。

税引き前当期純利益は、一番下の数字にございます1,171万円余の黒字を見込んでおります。

産業支援課につきましては以上でございます。

○上田観光物産課長 観光物産課でございます。

委員会説明資料22ページの熊本県伝統工芸館の経営状況を説明する書類の提出についてでございます。

引き続きまして、別冊のインデックス番号9番で御説明をいたします。

資料の1ページをお願いいたします。

伝統工芸館の概要を記載しております。

3の設立年月日等ですが、当財団は、伝統工芸館の管理運営財団といたしまして、昭和57年6月に設立をされ、公益法人制度改革によって、平成22年に一般財団法人へ移行いたしました。

4、設立の目的でございますが、これは、本県の伝統的工芸品産業の育成と振興並びに伝統的工芸品に関する普及啓発を図ることが目的でございます。

次に、7の指定管理でございますが、平成

18年度の指定管理者制度導入以降、同施設の指定管理者であり、現在3期目となっております。

2ページをお願いいたします。

平成30年度の経営状況でございます。

平成30年度末正味財産基本残高は、前年度より480万円余り増加いたしましたして、6,600万円余となっております。

下の表の収支計算書をごらんください。

主な収入としまして、県からの指定管理料が7,800万円余、販売手数料等収入が1,400万円余で、総額1億800万円余となっております。

主な支出としては、給与、福利厚生費等人事費が5,600万円余のほか、施設の維持管理経費等で総額1億400万円余となっており、収支としましては、480万円余の黒字となっております。

4ページをお願いいたします。

下の表をごらんください。

下の表は、平成30年度の利用者数を掲載しております。

平成30年度は、5カ月間に及びます災害復旧工事が実施された影響もあり、当館の利用者は、前年度から約6%程度減少しまして、一番右下の合計欄にありますとおり、14万6,000人余となっております。

続きまして、資料6ページから資料16ページまでは、各種事業の実施状況を記載しております。

自主企画展示事業や県内の工芸品の展示、販売など、さまざまな事業を実施しておりますが、後ほどごらんいただければと思います。

続きまして、資料の22ページをごらんください。

資料22ページは、令和元年度の事業計画に関する書類でございます。

23ページの下の方をごらんください。

③熊本県工芸展にありますとおり、今年度

は、国際スポーツ大会で訪れる外国人観光客の方を意識しまして、工芸家のたくみのわざを記録した映像を放映しますとともに、工芸家の方もお招きをして、その制作工程などを紹介することとしております。

このほかにも、さまざまな事業を展開し、国内外に向けて、伝統的工芸品産業の振興と活性化に努めてまいります。

最後に、資料31ページをごらんください。

令和元年度の収支予算書でございます。

令和元年度も、収入・支出額ともに平成30年度と同程度の額で計上しておりますが、引き続き経費節減等に努めてまいります。

伝統工芸館は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○高野洋介委員長 次に、企業局長から総括説明を行い、続いて担当課長から説明をお願いいたします。

岡田企業局長。

○岡田企業局長 企業局長の岡田でございます。

今回、企業局が提案しております議案は、先ほど環境生活部長から説明がありました条例等関係1件でございます。

企業局では、本年2月の議会におきまして、コンセッション方式の導入について御報告をさせていただいた後、地元自治体を初めとする関係機関に丁寧に説明をいたしました。

現在、令和3年度からのコンセッション導入に向けて、実施方針の検討などの準備を進めており、今回は、コンセッション方式の導入に当たり、公共施設等運営権の設定を可能とするための条例改正でございます。

このほか、その他報告事項として、今年度中の策定を目指しております企業局の次期経営基本計画について御報告させていただきます。

詳細につきましては、総務経営課長から御説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○高野洋介委員長 引き続き、担当課長から説明をお願いいたします。

○永松総務経営課長 総務経営課でございます。

委員会説明資料の2ページをごらんください。

第8号議案、熊本県工業用水道料金の徴収等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

概要につきましては、資料の4ページで御説明いたします。

条例改正の趣旨としましては、工業用水道において、公共施設等運営権、いわゆるコンセッション方式の導入を図るため、関係規定を整備するものでございます。

主な改正点につきましては、3点ございます。

1点目が、条例の名称を、熊本県工業用水道管理条例に改めるものでございます。

2点目としまして、条例の趣旨を、工業用水道事業によって供給する工業用水の管理に関し、必要な事項について定めるよう改めるものでございます。

3点目としまして、公共施設等運営権に関し定められましたPFI法で条例に規定することとされている公共施設等運営権の設定や、公共施設の運営等の基準及び業務の範囲などについて定めるものでございます。

なお、利用料金は、現行の工業用水道料金に関する条項と同額としており、料金の変更は、議会の議決が必要な仕組みとしております。

最後に、施行期日につきましては、公布の日からとしております。

説明は以上でございます。御審議のほどよ

ろしくお願いいたします。

○高野洋介委員長 次に、国際スポーツ大会推進部長から総括説明をお願いいたします。

寺野国際スポーツ大会推進部長。

○寺野国際スポーツ大会推進部長 国スポでございます。

国際スポーツ大会の取り組みの状況について御説明申し上げます。

先週9月20日、ラグビーワールドカップが開幕しました。開幕戦では、日本代表がロシア代表に快勝し、最高のスタートを切ることができました。

本県でも、同日から、熊本市中心部の花畑広場で、飲食しながらパブリックビューイングやステージイベントを楽しめるファンゾーンを開設しております。

来月6日と13日に本県で開催されます試合も、間近に迫ってまいりました。委員の皆様を初め、県議会の先生方のお力添えをいただき、満員のお客様で選手の皆さんをお迎えできる見込みとなりました。御礼を申し上げます。ありがとうございました。

ラグビーワールドカップの2試合を大いに盛り上げ、11月30日に開幕する女子ハンドボール世界選手権大会に向けた大きな弾みとなるよう、引き続き、万全の準備を整えてまいります。

女子ハンドボールにつきましては、30万人の観戦者目標達成、円滑な大会運営に向けて、これから佳境を迎えます。

2つの国際スポーツ大会を大成功につなげられますよう、全力で取り組んでまいりますので、先生方におかれましても、引き続き、力強い御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、取り組みの詳細につきましては、報告事項として後ほど担当課長が説明いたします。よろしくお願いいたします。

○高野洋介委員長 以上で執行部の説明が終了いたしましたので、議案等について各部局を一括して質疑を受けたいと思います。

なお、質疑は、該当する資料のページ番号、課名と事業名を述べてからお願いいたします。

また、質疑を受けた課は、課名を言って、着座のまま説明をしてください。

それでは、質疑はありませんか。

○池田和貴委員 それでは、委員会資料の14ページ、商工振興金融課。いわゆる千興ファームグループへの債権の放棄のことについて、若干説明を求めたいと思います。

本件については、県議会の本会議の中でも質問等がございましたし、また、マスコミの方からの報道もありました。その中で、幾つかちょっと私も疑問のあることをここでお尋ねしたいというふうに思っております。

まず1つは、高度化資金という、これは貸し付けになった資金のことについて、また、貸し付けのときの状況について、それと債権放棄にならざるを得なかった、こういった状況や今後のことについて、以上についてちょっと聞きたいというふうに思うんですが、委員長、よろしいでしょうか。

○高野洋介委員長 はい。

○池田和貴委員 まず、この高度化資金についてですが、今回、こういうふうに債権放棄をすることになりました。新聞報道等でも、今まで、ほかの事業も資金が返せない状況になっているという報道がございました。また、この高度化資金については、毎年、決算委員会の中でも、大体いつもここは必ず審議はされているところなんですけど、もともと高度化資金というのはどういうもので、また、いつから始まって、また、未収金などの貸し

付け状況が今全体でどがんなっているのか、その辺ちょっともう一回説明をしてもらえますか。

○阪本商工振興金融課長 商工振興金融課でございます。

高度化資金につきましては、中小企業者が経営基盤の強化のために組合等を設立しまして、工場ですとか、店舗等を整備する事業などに対しまして、県と中小企業基盤整備機構が一緒になって資金を貸し付けて支援するものでございます。

昭和38年創設ということで、本県におきましては、昭和40年から貸し付けをしてきております。

これまで、工業団地ですとか、共同施設などの約550の貸付先に、金額で言いますと約1,130億円を貸し付けてございまして、このうち約1,070億円、95%はもう償還が完了しております。平成30年度末の元金の残高は、24貸付先の約62億円となっております。

こうしたことで、地域の経済の発展に寄与してきているものとは考えておりまして、その残高の62億円のうち、熊本地震の影響等によりまして、今償還猶予中のところがございます。こちらが——千興ファームもこちらに含まれますけれども、7貸付先で約29億円、先ほどの1,130億円に対しまして約2.5%になります。

そして、未収金の状態、いわゆる税金で言いますと滞納しているような状況になっていらっしゃるのところ、こちらが9貸付先で約28億円、こちらは2.5%程度という状況でございます。

なお、未収金につきましては、貸付先はもう全て廃業といった実態のない状況になっておりますので、債務者に対して自主的な支払いを——連帯保証人を含めてなんですけれども、働きかけておりますけれども、案件によっては、差し押さえ等の法的措置も行うなど



して適時適切な回収に努めているところをございまして、今後も、それぞれの貸付先に応じて、あらゆる手段を講じて回収を図っていききたいと思っているところをございます。

○池田和貴委員 今御説明をしていただきまして、改めて高度化資金というのが、長い年月の中で本県の中小企業の振興に役に立ってきたんだなというのを思いました。

1,170億円、今まで貸し付けをされていたというふうに聞いておりますが、その中で、今回、こういった債権放棄をせざるを得なくなった、また、今債権が焦げついてしまったのが29億だったかな、28億……。

○阪本商工振興金融課長 28億。

○池田和貴委員 28億円ですね。2.5%ということでした。

今でこそ——低金利で、お金の借り先がない時代でしたけれども、昭和の時代から金融恐慌が起こるまでは、基本的に金融機関の皆さん方の融資で、まあメインバンクを中心というような形になってきたんですけれども、それでもやはりなかなか貸付先が、お金を借りたいと思っても借りれない時代というのがずっとあったので、そういう意味では、こういう制度は、そのときの時代に応じてつくられたものなんだろうなというふうに理解しましたし、ただ、最近は、この高度化資金というのは、もう多分必要ない、必要ないというのはおかしいですけれども、いわゆる借り手から選ばれることが少なくなった資金なのかもしれないですね、これは。

まあ、それでも必要だと思うんですけれども、結構資金自体は——資金の調達というのは、企業にとって非常に大事なので、そういった手段がたくさんあるということは、この熊本県の中小企業がほぼ99%以上を占めるという中においては、やはりそういうメニュー

をそろえていくのは必要だというふうには思いません。

ただ、やはりいわゆる税金、県が25%出資をするということは、県の税金なので、これについてはしっかりと審査をしていく必要があるというふうに思うんですが、もう随分前の話なんですけれども、この千興ファームに対する貸し付け時の審査、これはどんな感じだったんでしょうかね。

○阪本商工振興金融課長 貸し付けの審査につきましては、中小企業診断士、こちらが、計画の目的ですとか、内容の妥当性とか、実現可能性について事業診断を行います。必要に応じて勧告を行いまして、その後、勧告の対応状況を確認した上で、中小企業基盤整備機構と協議を行いまして、機構の認定を受けて、その上で知事が事業認定をするということをございまして、そして、貸付実行に当たっては、工事の完了と資金の支払いを確認して貸し付けを実行しております。

千興ファームにつきましては、その診断につきましては、県が3名、中小機構のほうで4名、合計7名の体制で診断班を組みまして審査が行われております。勧告等も行いまして、それを審査しての、先ほど言いました流れでの実績確認等をした上での貸し付けが実行されております。

貸し付け自体がどうだったのかということも質疑の中でいただきましたけれども、貸し付け後、リーマン・ショックまでは計画どおりの償還ができておりまして、そうしたことも踏まえまして、貸し付けは適切に行われたものと私どもとしては考えておるところをございます。

○池田和貴委員 貸し付け時の審査については、専門家が入った後で、その貸し付けの妥当性を確認をした後で、実際のその融資の実行については、事業が終わった後に、その貸

し付けの審査に基づいて融資をするということで説明を受けました。

当時が、いろんな社会的状況もあったし、社会的な要請もあったのかもしれませんが、最終的には、県と中小企業の中で適切にされたんだろうと。その後、リーマン・ショックまではきちんと返済をされてきたので、そういった意味では、この審査については妥当だったんじゃないかなというふうに、私自身はちょっと感じているところであります。

それで、審査を受けて、その貸し付けがいわゆるうまくいかなかったと、リーマン・ショック後について、例えば、今回みたいに、いわゆる再生に行くまでの間には、例えば、その負債の償還を若干長目にとって、まあ年度ごとの支払いを軽くするとか、あとは、しばらく貸し付けを返せるようになるまでに支払いを猶予するとかというふうなことが行われていて今度になったと思うんですが、その辺の状況はどうだったんでしょうか。

○阪本商工振興金融課長 商工振興金融課でございます。

先ほど言いましたリーマン・ショック、この影響が非常に大きくなりまして売り上げが落ちましたものですから、その段階で償還猶予というものを、22年なんですけれども、平成22年にまず行っております。

その際には、それまではきちんと償還しているですとか、今後の経営改善が見込まれるという診断をした上での償還猶予でございます。22年度以降が償還猶予しております。25年度に、ここからは、先ほど説明しました中小企業の再生支援協議会、こちらのほうに支援要請をされておりますので、その協議会が中心となって債権者に対しての調整を行っております。その中でも、経営改善計画等を策定して、猶予をされております。

千興ファームにつきましては、また、熊本地震ということで、中小企業機構のほうで、

特例措置ということで、28年から30年、3年間の償還猶予を定めましたので、ほかの7貸付先と同じように、千興ファームにつきましても、今現在は、その熊本市の特例ということでの償還猶予中でございます。

○池田和貴委員 わかりました。今までそういった形でずっとやってこられたということが、今の説明を聞いて何となくわかりました。

これが、今までは表立って来ていなくて、今までは表立って来ていなくても、今回、債権整理ということになって、なおかつ、その税金分を放棄しなければいけないということで、こういうことになったということでありましたので、今までその貸し付け自身が事業継続によって回収できる努力をされてきたというのを、ちょっと確認ができたというふうに私自身思っています。

もともと、そのリーマン・ショック後については、やっぱりいろんな施策がいろんなところでとられていたんだと思うんですね。あの時期を私も思い出すと、本当、その事業とか雇用を守るための施策というのがいろいろ展開をされました。その中で、特に企業自身の、企業というか、事業自体の再生を目指しているいろいろな国の施策とかが打たれて、今まで、先ほど言った銀行中心のとか私的整理とか法的整理に至る前に、いわゆる過剰融資——ちょっと私も資料を持ってきたんですけれども、過剰融資に陥っている企業が、主要となる事業に関して十分な競争力がある場合、これを過剰債務の原因となっている不採算部門から切り離すことにより競争を回復することが事業再生というふうに規定をされていて、今回の件は、まさに馬肉の生産だとか、いわゆる熊本県の主要事業自体が、いわゆる過剰の債務を一部取り除けば、今後、競争力を持って回復することになるというふうにされたことだというふうに私自身は思っ

いますし、税金の分を債権放棄しなければいけないという判断は、本当にこれ自体はやっぱりじくじたるというふうに思いますが、今後、やっぱり民間ですから、新たな事業者が今回のスキームを受けて事業再生を果たして、先ほど説明でもありましたけれども、5年間をめどに債務超過を解消して、将来、県に対して事業税を納められるような形になるということが望ましいことだと思いますし、その間に、やっぱり今まで馬肉文化をやってきたものが、必要最低限の、いわゆる批判ですとか、そういったものにさらされながらも継続していったら、300人近くの雇用が守られるということは、これはある意味仕方ないかなというふうに私自身は思うんですけども、県としては、今後、それについて、こういった事業のことについて、改めてどうしていこうと思っているのか、その辺をちょっとお聞かせいただければと思うんですけども。

○阪本商工振興金融課長 商工振興金融課です。

今回の千興ファームさんのこの事業再生というスキームの債権放棄というのは初めての事例でございますけれども、当然ながら、今回、スキームは国の再生支援という、開かれた制度に千興ファームさんが支援要請されて動き出したという点で、そうした動きが今後また同じようなケースが出てまいりましたら、今回のケースを参考にしながら検討していくことになると思っております。

その際は――今回も、まず債権回収ですね。この点において、今回のこの再生計画に応じることが、県としての債権回収上もベストというふうに判断しまして、この回収をしなければいけないと思って、今回提案しております。

そうした債権回収上のメリットが1つと、あと、当然ながら、他の債権者の方々の状況

ですとか、あと、今回書いておりますけれども、地震からの復興等につながるですとか、県の経済につながっていく取り組みというような、そうした要素を加味して判断しておりますので、そうしたことをまた踏まえながら、今後、同様な事例が生じた場合は、また判断していきたいと思っております。

○池田和貴委員 わかりました。

こういった、いわゆる融資をする制度とか、そういったのは当然、金融機関もそうなんですけれども、リスクを伴ってやっていくことなので、今回こういうふうな事案が起こらないように、やはりリスク管理をしながら、ただ、社会的な状況によっては、どうしようもない場合もあるんですけれども、そういったときには、必ずそれに対する、いわゆる救援スキームとか、そういったものがぜひ出てくるんだというふうに思うんですね。だから、そういったものを、本当に皆さん方が今回の経験に基づいてしっかりとやっていただきながら、いわゆる債権放棄まで行かないように、今後は努力をしていただきたいと思いますというふうに思います。

済みません、以上です。

○高野洋介委員長 ほかに、この財産の減額譲渡について。

○磯田毅委員 15ページですけれども、県が関連するものですけれども、要するに、県の貴重な、まあ1億弱ですかね、9,200万の債権放棄をするという理由として、着実な再生が見込まれるということ、そして、債権者及びこの高度化資金債権の中小企業機構が計画に同意していると、そして、経営責任としては、私財から弁済するということと同時に、重要な食産業であるこの馬食文化の継続と、そして300人を超す雇用の安定という理由をつけて、これは最低限のものだと思いますけ

れども、今池田委員がおっしゃったとおり、ほかにこういった同様のことが起きないような仕組みというのをぜひ考えてもらいたいと、これは要望ですけれども、お願いしておきます。

○高野洋介委員長 ほかに、この件につきまして。

○濱田大造委員 せっかくだから聞いておきますけれども、24件で62億円が回収不能になるんですかね。あと、9件、28億円がもう完全に取れないと。

これは、平成12年に初めて千興ファームさんにお金を貸し付けて、途中、リーマン・ショックとかユッケ事件がありましたって説明があって、しよがなかつたですねみたいな説明なんですけど、途中で、普通の金融機関だったら、これはまずいんじゃないかということで債権回収とかいう話になると思うんですが、熊本県ではそういう話にはならなかったんでしょうか。

○阪本商工振興金融課長 本件につきましては、先ほど言いましたリーマン・ショックでいわゆる2割ぐらい売り上げが減っていたという状況におきまして、私どもの中では、まずは償還猶予というような、そういった申請、相談がありましたので、そこが猶予すべき状況かというのを診断した上で、猶予という方法をとってきたということございまして、その後は、先ほど言いましたように、他の金融機関さんと一緒になっての償還猶予という流れで今まで、そうした形での支援というか、対応をしてきたということになっております。

○濱田大造委員 結果として3億7,000万円債権放棄、うち一般財源から9,000万円ぐらいですか、放棄すると。

普通の金融機関だったら、与信能力がそもそも県にあったのか、与信能力が問われるし、こういう貸し付けをして焦げついちゃったら、責任を誰かがとるんですね。経営者がある程度責任をとって、県サイドで誰か責任をとるということは事実上ないわけで、やっぱり最終的に責任をとるのは議会なんだろうと思うんですね。私たちが承認するかどうかで、やっぱりそういう責任のとり方になってくると思うんですが、こういった大型の債権放棄というのが、具体的にほかにもあるのかなのか、今わかっている範囲でいいですから教えてください。まだこういうような案件がほかにもあるのか。

○阪本商工振興金融課長 今具体的に予定している案件はございません。ただ、いわゆるこの債権放棄の前に徴収停止という手続きをとります。いわゆる徴収事務、償還事務をとっても取れないという状況、資産はないとかいうようなものが明らかになっているものについては、一旦徴収停止というものをしまして、そこで、毎年、資産状況を調査していくというようなものがございまして、そういったものに値するのは、2件、今ございまして、そうしたものが、今後、そのような債権放棄になってくる可能性もございます。

○濱田大造委員 最後に、9件、28億円の未収金、これは全体の2.8%ということだったんですけれども、これは全国平均で考えたら、これは妥当な割合なのかどうか、その辺教えてください。

○阪本商工振興金融課長 済みません、全国平均というのがちょっと手元にはないんですけども、九州でいきますと、平均というか、高いほうではないというか、九州のうちの大体中間ぐらいのところに位置しているような事故率でございます。

○濱田大造委員 了解しました。

○高野洋介委員長 ほかに、この件につきまして。

○松田三郎委員 資料の15ページの2の(3)、課長からの説明もありましたけれども、ちょっと聞き取りにくいところがあって、現専務は、経営者責任をとり退任、現社長、常務は、連帯保証人として私財から弁済という御説明でした。

これは別に、先代の社長とのかかわりの濃淡で、この現社長、常務は、別にやめなくて居座るということじゃなくて、今後、新会社設立でしょうから、メインバンクから人材も来られるとか、あるいは普通に考えると、株主総会をやって、取締役会やって、そこで残るか残らないかというような意味合いを含めてということと理解すればいいんですか。決してやめなくて居座るという方針だということじゃないんですね。

○阪本商工振興金融課長 商工振興金融課でございます。

委員おっしゃるとおりでございますが、まず、関与が低いと言いましたのが、社長が平成26年に就任されておりまして、常務は平成27年に就任されております。そういった意味で、先代社長の経営に関与が低いという判断もございしますが、それ以上に、委員がおっしゃったように、今後再生していく中で、社長の業界における人脈ですとか調整能力ですとか、そういったものが再生に必要と。それと、常務におかれましては、馬生体を仕入れる、この担当をされておりまして、海外にも人脈があられるというようなことで、再生をしていく中で必要な人材ということで残られるということになっております。

○松田三郎委員 わかりました。

先ほど、磯田委員の御発言にもありましたように、やっぱり今までの、池田委員の御発言にもありました、制度融資の果たしてきた役割とか審査等と、今までのことの経緯についても御説明がありました。

それと同時に、この最後のなお以下ですね、被災した事業者であると、雇用300人を安定する必要もある、そして、馬食文化は熊本の代表でもありますし、有用な経営資源であるところを十分認識して我々も結論を出す必要があると思いますので、意見として申し上げます。

以上です。

○高野洋介委員長 ほかに、この件につきましてございませんか。——なければ、そのほかについてよろしく願いいたします。何かあれば。

○本田雄三委員 恐れ入ります。熊本テルサの決算にかかわる部分でのお尋ねになりますが、2ページ目の各部門の実施状況の(5)ですけれども、宴会部門で、育休等による人員減の影響で云々と書いてあるんですけれども、この表現というのは、要するに人の手当てができなかったというふうに捉えるべきなんでしょうか。教えていただければと思います。

○岡村労働雇用創生課長 労働雇用創生課です。

育休等により、上期の営業ができなかったというのは、宴会部門の営業部門には、女性の方が3名携わっておられるんですけれども、3名の方が、ちょうど育休の時期が3人ともちょっと重なったということもありまして、従来、営業の方法としては、過去に利用された会社とか団体に行かれるとか、あるいは新規の顧客を開拓するという、そういう訪

問して宴会御利用を呼びかけるということになるんですけれども、それがちょっとたまたま3名の方が重なったのでできなかったということで、現在は、もう復帰されて通常の体制に戻っております。

○本田雄三委員 理由は大体わかりましたが、やはり総合運用なり等々の表現が適切ではないかと思しますので、小泉大臣も言われているぐらいでございますので、こういう育休等による表現というのは、やはりそういう部分が適切ではないかなと思しますので、よろしくお願ひしたいと思います。ありがとうございました。

○高野洋介委員長 ほかにございせんか。

○池田和貴委員 済みません、ちょっと今テルサに関連してなんですけれども、テルサ自体は、私ももう本当に日ごろから利用させてもらっているんで、ぜひ頑張っていたきたいというふうに思うんですけれども、ただ、もうやっぱりテルサ事業自体は、基本的な、本当民間さんと同じような仕事をされているんですね。

今回の報告が上がってきて、これは経営状況の報告で私たちは聞いているんですけれども、その予算書が、7ページを見てみると、令和元年度の予算書は、本年度予算額と前年度予算額の比較なんですよね。普通、民間企業ですと、次の年の事業計画って、多分前年度の結果に基づいて今年度どうするかという話なんだろうと思うんですよ。

これが、この委員会への説明のために予算書としてこうしてあるということだったらわかるんですが、現実のその経営現場自体も、前年度予算と今年度予算というようなのは、ちょっと民間の感覚からすると大丈夫かなというふうに思っているんですけれども、現場ではどうやられているのか、そういったとこ

ろをちょっとお聞かせ願えればなというふうに思うんですけれども。

○岡村労働雇用創生課長 労働雇用創生課です。

7ページのは、予算同士の比較ということで、確かにわかりにくい面があったかもしれませんが。決算との比較ということで、決算については、その前のほうのページには記載をしているというところなんですけれども、現場レベルではどうされているかというところは、もちろん民間企業の経営感覚ということで、総支配人、毎月、うちの課のほうにもおいでいただいて、経営状況あたりも御説明をいただいているような状況もありますので、その辺はしっかり取り組んでいただいていると思っております。

○池田和貴委員 わかりました。

取り組んでいただいているということで、課長からは、聞かれたことを今ここで御説明されているので、まあそうなんだろうというふうに思いますが、もともと民間のホテル事業としてやられているので、やはりもともとが労働省か何かのお金が入って、それが今の形になっているんですね。それはそれで、今からやっていかなければいけない事業だというふうに思いますので、この県庁の近くに立地をして、すばらしいホテルになるように皆さん方もやろうという意気込みでされているので、ぜひ、ここが後で経営問題でごたごたしないように、今後とも皆さん方も指導してやっていただきたいというふうに思います。

以上です。

○高野洋介委員長 ほかにございせんか。

○磯田毅委員 説明資料の4ページをお願いします。

県の工業用水道料金の徴収に関する条例の

一部を改正する条例(案)についてですけれども、公共施設等の運営権の導入を図るためと趣旨が書いてありますけれども、これをもう少し詳しくお話ししていただければと思います。

○永松総務経営課長 コンセッションというものは、施設の所有権を公共が有したまま、施設の運営権を民間に譲渡して運営を委ねる方式でございます。

民間事業者が長期的に安定して施設の運営、管理を行うことで、民間の創意工夫を活用した効率的な運営を期待するものでございまして、国としても、重点施策として、今取り組んでいるところでございます。

○磯田毅委員 私は、3月の代表質問で、工業用水じゃなかったんですけれども、水道法改正についてということで実は質問したわけなんですけれども、これと工業用水は実際違うわけなんですけれども、こういったコンセッション方式というのは、うがった見方をすると、自分たちで、公共で運営するよりも民間に任せたほうが安いと、果たして自分たちのやっていることを暗に否定しているという見方もできるわけなんです。そういうことを考えますと、こういったことがほかに広がっていかないかというのが、実は私の心配ですけれども、人が飲む水道とこれは違うと言われれば何も言えませんが、その点について、公共でする事業の効率化という面では、矛盾したところがあるんじゃないかと思っておりますけれども、そこあたりはどう説明してもらえますか。

○永松総務経営課長 総務経営課でございます。

委員も御案内のとおり、有明工業用水につきましては、竜門ダムの負担金等によりまして、非常に多額の赤字を抱えております。か

つ、今後、需要のほうをふやしていきたいんですが、有明工水、八代工水とも、残地のほうが余り多くございませんので、なかなか今後も経営状況が続くことが想定されますので、その中で、我々企業局として、経営状況を改善するためには、やはり収支の、特に支出の改善を考えたところでございます。

その中で、委員おっしゃるとおり、確かに行政でやると非効率なのかという話もあるんですが、1つ例として考えられますのは、どうしても行政でやりますと、会計年度というのがございますので、発注時期とかがどうしても、例えば施設の更新が重なりますので、それを民間に任せることで閑散期に発注するとか、あと、薬の使用などもあります。そのあたりも、年度を超えた大量発注で安く購入できるということで、5%程度の経費の削減は可能という国の調査も出ておりますので、今回、コンセッション方式の導入を図りたいといふうに考えております。

以上です。

○磯田毅委員 非常に難しい判断ですけれども、これが国へのそんなくにつながらないような、もっと県の行政に対して自信を持って進めていただきたいと思います。

○高野洋介委員長 ほかにございませんか。

○松田三郎委員 冒頭、企業局長の総括説明の中で、この問題は、私たち、我が会派でも勉強会等をいたしまして、かなり委員長、副委員長、詳しくなっておられますが、「地元自治体を初めとする関係機関に丁寧の説明してまいりました。」この過程において、何か、どんどん進めてくださいとか、あるいはちょっとこの辺が心配なんですよというのが、代表的な御意見なり、何か反応があったら教えていただきたいと思います。

○永松総務経営課長 有明工業用水につきましては、荒尾市、大牟田市、あと、福岡県の企業局と、上原浄水場まで共同施設を持っておりますので、どうしてもコストが逆に高くなるんじゃないかというふうな御心配の向きもありました。

そのあたりは、我々のほうも、経営状況や運営状況をしっかり確認して判断してまいるということを御説明しております、御理解をいただいているところでございます。

○濱田大造委員 説明資料の7番の起業化支援センターについてちょっと質問なんです、私、2月の定例県議会で起業化支援のあり方について質問しているんですが、全国の政令指定都市20プラス東京都の21都市の中で、福岡市が群を抜いて、開業率ですか、起業家の開業率が一番であると、ここ何年でもすね。そういう先進事例を学んでいくべきじゃないかという質問をしたんですが、この半年間で、報道とかを見ていますと、やっぱり福岡市がワンストップで起業化支援、どんどん進んでいまして、会社を設立する際にも、本当に登記から何から1つの場所ですんなりできちゃうと。そういう、やっぱり私も会社つくったことがありますけれども、なんてすばらしいんだというふうに、報道だけしか知らないんですが、感じてしまうんですが、そういった先進事例について、熊本県は今どういうスタンスで臨んでいるというか、その辺の状況を教えてください。

○大下産業支援課長 委員御指摘のとおり、起業するに当たっては、その創業からしっかり離陸するまで、しっかり一括して支援できるような制度が必要んじゃないかと、これはごもつともだと思います。

その上で、まず熊本県としましては、起業化支援においては、その取り組む事業者を鼓舞して、その試行錯誤の過程を粘り強くハン

ズオンで支援していく、これが重要だと考えておまして、その中で、若者の起業化マインドをしっかりと育成すべく、県内の大学と連携しまして、ビジネスプランコンテストを開催したりしております。

また、新たな事業の創出に向けて、官民連携のコンソーシアムによって、そのシーズの磨き上げですとか、経営ノウハウの助言ですとか、他企業とのマッチング支援など、こういったものに取り組んでおります。

さらに、御説明させていただいたとおり、起業化支援センターが、その創業初期の企業等に対して、出資を行ったりですとか、しっかりとコンテストを行ったりとか、こういった支援も行っているところでございます。

このような活動を通して、しっかりとベンチャーが続々とこの熊本で誕生するような土壌を引き続き醸成してまいりたいと、このように考えております。

○濱田大造委員 本当に熊本県も頑張っていると思うんですが、使い勝手のもっといい仕組みづくりというのが求められていると思いますので、ぜひよろしくをお願いします。

○高野洋介委員長 ほかにございせんか。——なければ、これで付託議案に対する質疑を終了いたします。

それでは、ただいまから本委員会に付託されました議案第1号、第2号、第8号、第9号、第11号及び第22号について、一括して採決したいと思います、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○高野洋介委員長 御異議なしと認め、一括して採決いたします。

議案第1号外5件について、原案のとおり可決または承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）



○高野洋介委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号外5件は、原案のとおり可決または承認することに決定いたしました。

次に、閉会中の継続審査事件についてお諮りいたします。

議事次第に記載の事項について、閉会中も継続審査することを議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

（「お願いします」と呼ぶ者あり）

○高野洋介委員長 それでは、そのように取り計らいます。

次に、その他に入ります。

執行部から報告の申し出が3件あっております。

まず、報告について執行部の説明を求めた後、一括して質疑を受けたいと思います。

それでは、報告をお願いいたします。

○深川企業立地課長 企業立地課でございます。

それでは、その他報告事項といたしまして、八代港・熊本港ポートセールスビジョンの改訂について御報告させていただきます。

お手元に、新たにA3の紙をとじ込んだものをお配りしておりますので、そちらのほうをごらんください。

まず、表紙をおめくりいただいて、八代港・熊本港ポートセールスビジョンの改訂についてというA4縦の紙でございます。

1、策定の目的ですが、2段落以降をごらんください。

現行ビジョン策定期間が平成30年度で終期を迎えますことから、今後5年間の新たな目標値や方向性を見直しを行うために作成をいたします。

次に、策定期間ですが、今月中を予定しております。

最後に、5、スケジュールをごらんください。

これまで、ポートセールス協議会や港湾関係企業各社と、3月、7月にわたり、意見交換や意見の集約を行ってまいりました。8月には、関係者へ案を提示いたしまして、その意見を反映させたものを、今回、委員会へ報告させていただいております。

それでは、その次のページをおめくりください。

A3横の紙となっております。

まず、八代港ポートセールスビジョン(概要)から御説明させていただきます。

八代港の概要につきましては、上段に記載しておりますが、最近の動きとしては、平成29年に新ガントリークレーンが設置され、平成30年には新コンテナターミナルが供用開始となっております。

右上に、国際コンテナ取扱量の推移を載せておりますが、平成30年は2万2,249TEUで、平成11年の約7倍となっております。

次に、中段の一番左の欄、八代港の現状をごらんください。

国際コンテナ貨物は、3年連続で過去最高を記録しておりまして、国際コンテナ定期航路は釜山港のみというふうになっております。

次に、その右側の欄、八代港の課題をごらんください。

まず、県内貨物の実に輸出の74%、輸入の64.3%が、県内港ではなく、博多港を利用しております。

次に、航路サービスの面では、航路、便数の少なさが課題となっております。

次に、港湾機能ですが、一番下にイラストを載せておりますが、コンテナを運ぶストラドルキャリアの老朽化や木材等を置くための土場の不足などが課題となっております。

次に、その右側の欄に、課題を踏まえた施策を記載しております。

まず、博多港を利用している荷主に対するポートセールスを強化いたします。特に、宮

崎県、鹿児島県から博多港に流れている荷は、熊本を通過して博多まで行っておりますので、そうした荷をつかまえたいというふうに思っております。

次に、航路サービスの面では、何といたっても新規航路の誘致に取り組んでまいります。

次に、港湾機能の面では、コンテナを効率よく置くためのコンテナターミナルシステム導入について支援を行うとともに、今後の荷量増加に対応するための新たなターミナルオペレーションのあり方を検討してまいります。また、ストラドルキャリアの更新やリーファーコンセントの増設、CFS倉庫の整備など、着実に実施してまいります。

そうした施策を実施していくことで、一番右側に掲げている目標として、中長期的には4万TEUを目指すこととしており、まずは、令和5年に2万8,000TEUを目指してまいりたいと考えております。

そうした中で、一番右下の欄ですが、八代港の将来像として、南九州から世界につながる物流のゲートウエーを初め、4点の将来像を掲げております。

八代港ポートセールスビジョンの説明は以上でございます。

次に、1ページおめくりください。

熊本港ポートセールスビジョンの概要を御説明いたします。

熊本港の概要につきましては、上段に記載しておりますが、最近の動きとしては、平成24年にガントリークレーンを供用開始し、平成29年にコンテナヤードが拡張されております。

右上に、国際コンテナ取扱量の推移を載せております。

平成30年は1万1,458TEUで、平成11年の約10倍となっております。

次に、中段の一番左の欄、熊本港の現状をごらんください。

国際コンテナ貨物は、2年連続で過去最高

を記録しておりますが、国際コンテナ定期航路は釜山港のみとなっております。

次に、その右側の欄、熊本港の課題をごらんください。

八代港でも御説明いたしましたが、実に県内輸出の74%、輸入の64.3%が博多港を利用しております。

次に、航路サービスの面では、航路、便数の少なさが課題となっております。

港湾機能ですが、コンテナ船大型化に対応できる岸壁の確保や荷役機械の機能不足、その他、熊本港までのアクセス機能などが課題となっております。

次に、その右側の欄、課題を踏まえた施策をごらんください。

まず、博多港を利用している荷主に対するポートセールスを強化いたします。特に、熊本都市圏、県北の企業を重点的に、セールスを強化したいと考えております。

次に、航路サービスの面では、こちらも、何といたっても新規航路の誘致に取り組んでまいります。

港湾機能の面では、コンテナ船大型化に対応できる耐震強化岸壁の早期事業化やクレーン2基体制による機能強化に取り組んでまいります。あわせて、中九州横断道路や熊本西環状線の整備なども促進してまいります。

そうした施策を実施していくことで、一番右側に掲げている目標として、中長期的には2万TEUを目指すこととし、まずは、令和5年に1万6,000TEUを目指してまいりたいと考えております。

一番右下の欄ですが、熊本港の将来像として、熊本都市圏、県北地域の産業集積を背景とした物流の拠点港を初め、4点の将来像を目指してまいります。

熊本港ポートセールスビジョンの説明は以上です。

企業立地課からは以上でございます。

○坂本国際スポーツ大会推進課長 国際スポーツ大会推進課でございます。

報告事項の資料、国際スポーツ大会開催に向けた取組みについての資料に沿って御説明させていただきます。

1枚めくって1ページをお願いいたします。

I、2019女子ハンドボール世界選手権大会熊本開催に関する件でございます。

下段の表に、参加国のグループ分け、予選会場などを記載しております。

詳しいマッチスケジュールなどにつきましては、チラシやホームページに記載しております。

2ページをお願いいたします。

2、開催会場の概要を記載しております。

また、左下に、①会場ごとの観戦者数目標を記載させていただいております。

全体で30万人を目標としております。

3ページをお願いいたします。

3、会場仮設整備スケジュールでございます。

仮設観覧席等の工事を、11月24日ごろに完了する予定でございます。

4ページをお願いいたします。

次の5ページにかけまして、4、ファンゾーン計画について記載しております。

大会の基本理念であります「新しい熊本を体感し、世界に発信」に基づき、準備を進めてまいります。

6ページをお願いいたします。

次の7ページにかけまして、5、一般観客等交通輸送実施計画について記載しております。

自家用車や公共交通機関での移動を基本としており、別途、学校観戦等につきましては、借り上げバスの運行を計画しております。

8ページをお願いいたします。

II、ラグビーワールドカップ2019熊本開催

に関する件でございます。

一番下の2、チケット販売をごらんください。

全試合の販売総数は約182万枚で、8月末までに約90%が販売されたとのこと。本県も、同様の状況と聞いております。残り席も少なくなっており、目標の満席の達成を目指してまいります。

9ページをお願いいたします。

2、会場仮設工事スケジュールでございます。

仮設照明、トイレなど、10月1日ごろに工事を完了する予定となっております。

10ページをお願いいたします。

3、ファンゾーン計画でございます。

収容人数は3,500人でございます。なお、新市街商店街で、農林水産品などをPRするマルシェも予定しております。

11ページをお願いいたします。

4、観戦客等交通輸送実施計画でございます。

シャトルバスやパーク・アンド・バスライドで輸送する計画となっております。

最後に、12ページをお願いいたします。

III、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に関する件でございます。

右下の聖火ランナーの応募概要をごらんください。

本県では、30から35人の公募を行い、応募総数は2,129人でした。12月以降に、東京の組織委員会から選考されたランナーに、決定通知が送付される予定となっております。

当課の報告事項は以上でございます。

2つの国際大会の成功に向け、しっかりと取り組んでまいります。引き続き、御支援のほどよろしくをお願いいたします。

以上でございます。

○永松総務経営課長 企業局でございます。

報告事項の企業局分の2枚目、A3横の資

料で御説明いたします。

左側をごらんいただきたいと思います。

企業局では、現在、第4期経営基本計画に基づき、電気、工業用水道、有料駐車場の3事業を運営し、荒瀬ダム撤去や発電所リニューアルなど、おおむね計画どおりに進めております。

本年度は、その計画の最終年度であることから、次期計画の策定作業を進めております。

右側の次期経営基本計画の上段にある策定のポイントをごらんください。

まず、計画期間を、国の示す経営戦略にのっとり、これまでの5年間から10年間に見直します。

また、外部有識者委員会から意見を聴取するとともに、毎年度、実績評価をしていただくことにしております。

さらに、新規事業の検討や地域貢献の拡充を行う予定です。

次に、下段の骨子案をごらんください。

現在、中ほどに記載の3つの経営理念に基づき、戦略目標として、経営基盤・組織を強化し全事業の黒字化、県政の課題解決に向け新規事業に挑戦、剰余金の一部を地域貢献として県民へ還元の3つを掲げ、投資・財政計画や具体的な取り組み案について検討しております。

なお、新規事業につきましては、まずは、水力発電所の新設に向けた調査などを考えております。今後、次の議会で素案を、来年2月議会で最終案を報告し、その後、公表を予定しております。

報告は以上でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

○高野洋介委員長 以上で報告が終了いたしましたので、質疑を受けたいと思います。

質疑はありませんか。

○松田三郎委員 国スポにラグビーワールドカップのことでちょっとお尋ねしたいと思いますが、始まるまでには、なかなか盛り上がりがない、盛り上がりがないというような話もありましたが、私は、どちらかというと楽観的に、近うなったり、始まったりすると、自然と盛り上がるだろうと、急に盛り上がるだろうとは思っておりました。

実際、20日から開幕をして、例えば、県として、もちろん県内での開催はまだではございますが、始まって、今までちょっと心配していたけれども、それでもなさそうだなという部分もあるかもしれませんし、逆に、あんまり心配してなかったけれども、これは意外とこういうところは、ほかの開催会場を聞くと、ちょっとそういうところも必要だなというのが、両方あるのかなと思いますし、報道等によりますと、原則飲食禁止となっていたものが、売り切れ続出で、自分一人で食べたり飲んだりできる分用に関しては、持ち込みができるというふうに組織委員会のほうが運用を変更したという話も聞きますと、具体的に、例えば、これから開催の熊本県では、こう言っていたけれども、こういうところは変えていいですよという話があるとか、あるいは、冒頭言いましたように、何か大変だと思っていたけれども、そうでもないとか、逆に、そうでもないと思ったけれども、ちょっと大変だなというのが幾つか出てきたというのであれば、よその開催会場等の話ですから、間接的な限られた情報かもしれませんが、あったらちょっと教えていただきたいと思います。

○坂本国際スポーツ大会推進課長 国際スポーツ大会推進課でございます。

当初、やっぱり懸念しておりましたのは、先ほど松田委員からもおっしゃいましたように、県内の盛り上がりの部分でございまして、2試合を満席にしたいということで頑張

ってまいりましたが、これについては、だんだん盛り上がってきたこともあり、めどがついたことで安心していただいております。

なお、懸念していることにつきましては、当初想定していた外国人の割合が20%程度でしたが、具体的には組織委員会からも数字が出てまいりませんが、外国人の割合が25%前後か、もしくは上回るようなことで聞いておりました、入ってくる情報によりますと、ビールの量が足りないですとか、ビールを飲んで大分はしゃがれる方も多いいったこと、それから、外国人の割合も多くなりますと、当方の交通輸送計画も、事前予約制度を基本としておりますが、その事前予約の状況がまだ余り伸びてないというようなことが、現在、課題として解決していなければならないと思っております。

○高野洋介委員長 飲食に関しては。

○坂本国際スポーツ大会推進課長 国際スポーツ大会推進課でございます。

飲食に関しましては、組織委員会のほうで、中でどういう販売ができるかということとは決定されておまして、地元の事業者も入って販売ができるようになっておりますが、事前に——すぐに売り切れてしまって足りないというようなことがあって、持ち込みも可能となりましたので、これについては、組織委員会とも、あと準備期間が2週間弱ございますので、それまでの試合の状況を見きわめながら、供給量とかを話し合っただけだと思います。

○松田三郎委員 委員長からもありましたが、今の時点で、お客さんは、飲食持ち込みは禁止とどこかが周知されて、徹底されているからそう思っただけなのか、あるいは新聞に出た、新聞は全部同じ記事を読んで

いらっしゃるとも限らないので、これは緩和されたんだと、2週間とはおっしゃいましたけれども、どっちが多いとはもちろんわかりませんので、これは何らかの告知なり、そういう努力って、別途必要なんですか。

何か今までの、チケット購入のときに書いてあったとかあるいは県のほうでいろいろ広報でそういうところを——私、見た記憶はないですけども、していたとかというのをちょっと変えなきゃならないわけでしょうから、そこは、もう何日か、2週間とはいえ、そう長い期間じゃないでしょうから、何か出店者にちょっと予定よりふやしてくださいというのですね。なかなか見込みもあるでしょうから、その点はどうか、どう考えておられますか。

○坂本国際スポーツ大会推進課長 組織委員会のほうで、運営につきましては適宜見直されているところでございますが、飲食が持ち込み可能になったということにつきましては、昨日公表されまして、大会の公式ホームページなどで周知されているところでございます。

○高野洋介委員長 要は、多分、松田委員も私も同じ意見なんですけれども、飲食というか、まず、飲み物は持ち込み禁止ですよ。

○坂本国際スポーツ大会推進課長 はい、飲み物は。

○高野洋介委員長 だから、まずは、そこを周知徹底しなきゃいけない。で、食べ物というのが、一個人の消費する分というのの割合が、食べる人もおれば食べぬ人もおるだろうし、家族で行ったらやっぱり多くなるだろうし、あとは、先ほど松田委員がおっしゃいましたように、出店者が、今までのわけですから、予定されている、その方々の売り上げ

が今度は落ちるんじゃないかという心配もあるし、だから、そこは非常に悩ましいところですけども、だから、そういったところをいつの段階でまとめて広報していくのかというのが、非常に皆さん心配されているというふうに思うんですね。

あと、セキュリティの問題もあると思います。持ち込みの中に、妙な何かにおいのするやつをしたら、多分、セキュリティ会社がこれは何ですかと言ったら、またトラブルの原因になるし、そういったところも多分周知、教育も必要だと思うんですけども、そういったところはどういうふうに、寺野部長、やられていますか。

○寺野国際スポーツ大会推進部長 今は、その会場、ベニューの中でございまして、これは、組織委員会が全て仕切ります。しかし、我々として、他の会場も聞いていますので、その要望を伝えて、今のところ、持ち込んでいいですよしか情報として流してないので、おっしゃったような懸念もありますので、どうするのとやりとりをしながら、我々、ホームページを持っていますし、持ってきていいのはみんな、これで買った人は全部この——来ています、持ち込んでいいですよと。ただ、量を示してないので、これも含めてやりとりしながら、我々の持っている情報、あるいは、これは記者懇談会もやっていますので、その中でこれくらい持ってきていいですよと、早目に出していきたいと思っております。

○池田和貴委員 済みません、ちょっと関連してよかですか。

物の持ち込みは、個人が決めるんですけども、ただ、やっぱり入るときにバッグチェックか何かあって、やっぱりそこで没収とか、そういうことも考えられるんですか。

○高野洋介委員長 入場するときに。

○池田和貴委員 入場するときに、持つとかどうかわからぬでしょう。

○坂本国際スポーツ大会推進課長 はい、バッグチェック等も行いますし、長い傘ですとか、大きい荷物ですとかは、持ち込むことができないことになっておりますので、ファンゾーンですとか、うちがベニュー外でコントロールできる部分につきましては、広報することにしておりますし、公式サイトやチケットの注意事項等にも記載されているところでございます。

○池田和貴委員 そうやってからチェックされて、例えば、持っていったけれども、そこでは没収されるとかということがあれば、そこもきちんとやっぱり周知しとかんばいかなですね。それが一つの、何というのかな、そういうのがわかれば、これは大丈夫かなと持っていく人たちが考えてやられるんじゃないかなというふうに思うんですけども。要望です。

○高野洋介委員長 ほかにございせんか。

○磯田毅委員 八代港のポートセールスビジョンについてですけども、千葉県が台風15号で非常にまだ痛手を受けているという中で、私は、以前、一般質問でも言ったことがあるんですけども、南海トラフの地震が、向こう30年の間に7割から8割の確率で起こるだろうと言われている中で、災害拠点港としての八代港、熊本港の位置づけというのを、もう少しはっきり打ち出したほうが、私はいんじゃないかと思えます。

ただ単に港湾整備じゃなくて、そういった災害に備えるという意味での、恐らく太平洋岸は、全て港は津波が起きたらやられてしま

うという想定がされていますので、そういった意味では、西向きの熊本港と八代港がその災害復旧の拠点に、物資の流通の一番のあれになると私は思っていますので、そういった面を加味しながら、こういう整備計画も進めていくということも必要じゃないかと思いませんけれども。

○深川企業立地課長 企業立地課でございます。

委員、ありがたい御指摘、本当にありがとうございます。

私どものほうで、今ちょっと御説明した資料につきまして、一番最後の熊本港のページをちょっとごらんください。

少し見づらんですが、一番右上に棒グラフのほうがございます。こちらの右から3番目が平成28年度のグラフなんですが、実は、これは、紫が国際コンテナの貿易取扱量で、ちょっと黄色がかかったオレンジ色、こちらが、国内のコンテナ貨物量となっております。平成28年度だけ、熊本港の国内コンテナ量は物すごく突出して多いですが、これは、実は、熊本地震の、委員御指摘のような、支援物資の拠点港というような位置づけでのことでございます。

私ども、こういったことを実際、こちらの実績を見まして、港の関係者の方々とも、ぜひこういった方向で頑張っていきたいというふうに考えておりますので、そちらのほうは念頭に置いて進めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○高野洋介委員長 ほかにございませんか。  
——なければ、これで報告に対する質疑を終了いたします。

最後に、その他で委員の皆様方から何かございませんか。

○松田三郎委員 これは多分、自然保護課に

なるんじゃないかと思うんですが、山下課長、先日、報道で鳥獣保護センター——これは御船にあるやつ、課長のところですか、所管は。の記事をちょっと目にしまして、なかなか来年度以降も受託するのは難しいだろうという、その団体の取材に対する御意見でございました。

1つには、単年度の受託では云々と書いてあったので、てっきり私は指定管理か何かかなど、複数年度のも思っていましたけれども、これは、じゃあ単年度の県が委託をする、団体が受託をして1年間運営をするというものの形式になっているんですかね、今。

○山下自然保護課長 鳥獣保護センターですが、以前は、指定管理者制度をとっておりましたが、現在は、単年度の委託、事務委託になっております。ここ10年ぐらい事務委託になっております。

○松田三郎委員 10年ぐらい。

○山下自然保護課長 はい。

○松田三郎委員 それは、まあ普通、逆のパターンは聞きますけれども、なかなか指定管理に手を挙げるところがなくてという事情なんでしょうか、切りかえたというのは。

○山下自然保護課長 指定管理を一時期、行財政改革で一律事務委託に変える時期がございまして、その際に、この鳥獣保護センターも変わったと聞いております。

○松田三郎委員 これは逆かなと思って、指定管理に移ったのが、それこそ10年前ぐらいにはあつとあつたんでしょうけれども、その後、指定管理にしていたけれども、単年度の委託に変わったということですか。

○山下自然保護課長 そうです。

○松田三郎委員 もし違っていたら、後で教えていただきたいと思います。ということは、それだけ頼りにしていた団体が、人件費とかなんとか等々で、なかなか来年度以降難しいということになると、どこかほかの団体もちょっと探しにくいということになると、県の直営じゃないですけども、県が直接運営しなければならないということになるんですか。

○山下自然保護課長 今来年以降の引き受け手について、いろいろ関係団体とお話を進めているところでございます。鳥獣保護センターをなくすという選択肢はないと考えておりますので、引き続き、業務が継続できるような体制を考えております。

○高野洋介委員長 大丈夫ですか。

○松田三郎委員 はい。

○高野洋介委員長 ほかにございませんか。

なければ、私のほうから企業立地課のほうに質問なんですけれども、今非常に八代、芦北を中心に、9月に、八代市と芦北町とMARUKUが、県南でのITビジネスの拠点化をするために、連携協定を提携されました。これで、芦北町の旧計石小学校にIT企業が立地されたということでございます。

この件に関しましては、以前から、今の芦北地域振興局長が非常に熱心に取り組んでおられまして、今までの企業立地課は、大きな土地を用意して、大きな人を雇ってくださいと、それに対して補助金じゃぶじゃぶやりますというような政策だったんですけども、これから、今から思考を変えて、小さいところからもしっかり支援をするような、そういう政策等にも力を入れていかなければいけな

いというふうに思っています。

ですから、さっき言いましたように、大きな企業対策と小さなIT関係のベンチャーも含めてやる必要があるというふうに思っておりますけれども、この流れを受けて、今企業立地課としてはどういうお考えなのか、お尋ねしたいと思います。

○深川企業立地課長 企業立地課でございます。

委員長の御指摘、私どもも思っている方向とまさしく一緒でございます。なぜかといいますと、私ども、今県北の企業立地、随分進めてまいっておりますけれども、県南のほうは、確かに立地件数は少のうございます。それはなぜかというふうに分析いたしますと、やはり取引先企業の存在、あと、用地、人材、こういったものの確保のしやすさ、そういったものが影響しているんじゃないかというふうに考えておるところです。

ただし、県土の均衡ある発展ということを考える上では、県北だけでなく、県南地域にどのように企業を呼び込んでいくか、これが大変重要だろうというふうに認識しております。

誘致が進まなかった県南地域においても、今委員長がおっしゃられるとおり、MARUKUを初め、IT企業がどんどん集積をし始めているところではあります。

この背景としては、やはり高速通信回線の普及ですとか、情報通信技術の高度化ということで、IT企業を誘致するチャンスが出てきたのではないかと考えているところではあります。

具体的には、今年度から、人口減少市町村において、投資要件を下げたりといったようなものを県のほうでも始めておられまして、一方、市町村においても、廃校や旧役場庁舎、こういったものをIT企業のサテライトオフィス、そうしたものとして受け皿として誘致



を進めているところでございます。

こうした取引の中から、企業が企業を紹介し、企業が企業を呼んで、芦北町や八代市など県南地域への企業立地がどんどん広がっていくと、こういう取り組みをもっと広げていきたいとふうに考えております。

IT企業の集積で地域イノベーションを発展させていくと、こういう民間のノウハウですとかネットワークを活用していくには、もっと県内のコワーキングスペースの活用または県外ベンチャーやスタートアップ企業が熊本に進出しやすくなるような仕組みづくり、また、支援制度、また、そういったものに民間を活用していくアウトソーシング、そういった面も含めて、十分に検討しながら、来年度以降、着実に進めてまいりたいというふうに思っているところでございます。

以上です。

○高野洋介委員長 ありがとうございます。

球磨地域も天草地域も、しっかりと、土地は少ないですけれども、非常に今から可能性のある地域でございますので、そういった関係でも県南をよろしく願いをいたします。

○池田和貴委員 委員長、ありがとうございます。

○高野洋介委員長 ほかにございませんか。

○中村亮彦副委員長 最後になると思いますが、千興ファームのことについてですけれども、逆に戻るとまた大変になるので、もう質問はしないで要望だけにしようかというふうに思ったんですけれども、といいますのが、それまでに至る経緯と、それから、それが予見できなかったのかというようなことについては、委員の皆さんから質問がありましたので、それはよくわかりました。

これからのこの再生のことについてなんで

すけれども、債務超過の5年以内の解消を計画しておるといふなことで、再生ファンドが主導することで着実な再生が見込まれるということというふうにここに書いてありますけれども、これから先、債務超過に陥っているのに、これから利益を出してその借金を返していかにかいかわけですね。借金は経費ではありませんから、これは利益の中から払うということになりますと、この利益を上げるために、売り上げを上げるか原価を下げるか、この2つしかないわけですよ。

で、これから——今50数億だというふうに売り上げ、聞いておりましたと思います。これは多分、間違いないと思うんですが、これから売り上げを上げようとするときに、例えば馬肉が、全国的に牛肉や豚肉や鶏肉と同じような、まあそんなに量はないかもしれませんが、ただ、これからその馬肉ブームが起きるだとか、あるいは、これから観光客の皆さん方がこの熊本に来て馬肉を食する、そして、その体験に基づいて、今度はまた全国の地元で自分たちが帰って行って、たまには馬肉でも食おうかというような文化が生まれるとか、そういう何かチャンスといいますか、そういうものがない限り、なかなかこの売り上げを上げるというのは、非常に難しいだろうというふうに思うんですよ。

質問はしないつもりでございましたけれども、その辺はいかが、阪本課長、ちょっとお聞きしたいと思うんですけれども、そういう期待感といいますか、そういうものが先に見えるのかどうかということです。

○阪本商工振興金融課長 再生計画は、まず売り上げにつきましては、今の現状レベルを維持するというものになっていまして、それは、もうそういう金融支援とか特別な支援を受けなくても、今の売り上げを維持していきたいという計画です。

そのためには、委員がおっしゃったよう

に、なかなか今業界とか、難しい状況だろうということなんですけれども、いわゆる仕入れの調達、馬の調達先の確保ですとか、あと、あるいは仕入れた後の肥育の見直しとか、そして、売の場合の枝肉の歩どまりという、1つのやつからできるだけ多く商品化するという、そういった改善とか、そうしたきめ細やかな見直しをしまして、利益を出していこうというものになっています。

そしてまた、先ほど言いましたような人材の招聘を、メイン銀行さんですとかファンドさんとか来ていただいて、そうしたガバナンスも強化しまして、人員体制も組織体制も見直すことで利益を出していこうと、出すというような計画になっているところがございます。

○中村亮彦副委員長 売り上げについては、多分そうだろうと思います。といいますのが、馬の肉を生産するということに対しては、牛肉や豚肉や鶏肉みたいに、そんなに馬を育てる——最初からですね。育てる農家というのはなかなか少ないだろうと思うんですよ。育てて、また、その馬肉にするという、その文化は、熊本県と、また、全国でもそんなに幾つものはないと思いますから、そもそも売ろうにしても材料がないだろうと思うんですよ。だから、この売り上げが伸びない、伸びないといいますか、現状維持でやっていきたいというのはよくわかるんですが、ただ、その中身を改善してやろうじゃ、これは相当なミラクルが必要だろうというふうに思うんですよ。

それは、プロがそこに入って、そうやってその中身だけを、財務の内容であったりとか管理の内容、そういうのをやりながら改善していけるんだらうというふうに思いますから、しっかりと期待して、そして、熊本県を代表するような、また、そういう企業にまた生まれ変わっていただきたいというふうに思

うんですよ。

高度化資金については、先ほど池田委員がおっしゃったように、昭和40年から始まって、1,170億円ということでしたけれども、本当にこれぐらい大きなお金を貸して、そして、それで助かった企業の人たち、あるいはそれからさらに事業を伸ばしていかれて、大きな雇用を生んでいただいたりとか、県経済に大きな影響を与えていただいた、そういう中小企業の方、たくさんおられると思います。だから、これは物すごく役に立って、そして、この県社会に大きな貢献をしてきたというふうに思うんですよ。

で、その40年から、平成の時代も経てまいりましたけれども、その平成の時代の中には、先ほど池田委員が、これもまさにおっしゃいましたが、貸し渋りと言われる時代もありました。そういう中であって、中小企業の皆さんは、融資を受けられないで、そして倒産していった人たちもいっぱいいるわけです。

この9,200万円、県から債権放棄をしますけれども、それ以上は、県民の皆さんも、もちろん、それに対しては疑問があったり、不安があったり、不信があったり、いろんなことがあっているというふうに思います。しかし、これは、中小企業の皆さんもそうだろうというふうに思うんですよ。貸し渋りと言われる時代を過ごしてきて、500万の借金が返せないで首をつった経営者もいっぱいおられるわけです。だから、そういうことを私たちは決して忘れてはならないというふうに思います。

やっぱり中小企業を支援して、そうやっていこうというその行政の姿勢であるならば、これからこの中小企業、特にこれからは小規模事業者、まあ小規模事業者も、先ほどの話のように、99%おるわけですから、それが県経済を支えているということをしっかり考えて、これは進めていかねばならないというふ

うに思っております。そこをしっかりとやって  
いただきたいと思います。

以上でございます。

○高野洋介委員長 ほかにありませんか。

○山下自然保護課長 鳥獣保護センターの指  
定管理の件でございますが、平成21年以前  
は、公の施設として指定管理がなされてお  
りました。平成21年以降、公の施設が外れま  
して、鳥獣保護業務に特化した施設というこ  
とになったときに、指定管理が外れて事務委託  
になっております。

○高野洋介委員長 なければ、以上で本日の  
議題は全て終了いたしました。

最後に、陳情・要望書が4件提出されてお  
ります。参考としてお手元に写しを配付して  
おります。

それでは、これもちまして第3回経済環  
境常任委員会を閉会いたします。

午後0時6分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定により  
ここに署名する

経済環境常任委員会委員長